

平成22年7月27日

学生・教職員 各位

鳴門教育大学危機管理対策（新型インフルエンザ）本部  
本部長（学長）田中 雄三

「インフルエンザ様疾患発生時の報告」について（依頼）

標記について、平成22年7月16日付け事務連絡「インフルエンザ様疾患発生報告について（別紙1）」において、学校の設置者は、学生等の出席停止及び学校の臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を行った場合は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第18条及び学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第5条の規定に基づき、速やかに保健所に連絡するよう依頼があったところです。

このため、下記の場合には、速やかに心身健康センターに報告願います。

なお、厚生労働省から「インフルエンザ様疾患発生報告の継続等について（別紙2）」について、特に今回留意する点が示されましたので、参考までにお知らせします。

記

○ 速やかに心身健康センターに報告する場合

- 1) 風邪の症状が長引くなど、インフルエンザ様症状がある場合。
- 2) 医療機関に受診の結果、「インフルエンザ様疾患」と診断された場合。

（参考）

○ 特に今回留意する点

学校の設置者は、学校内のインフルエンザ様患者（38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状（鼻汁若しくは鼻閉、咽頭痛、咳のいずれか1つ以上）を呈する者）の発生から7日以内に、その者を含め10名以上のインフルエンザ様患者の集団発生が見られた場合に、保健所に連絡すること（夏季休業期間中の課外活動を含む）。

なお、「課外活動」とは、学校が、当該学校の教育活動として把握しているものをいい、具体的には、合宿、サマーキャンプ、部活動等が想定される。

連絡先

心身健康センター

Tel 088-687-6631

事務連絡  
平成22年7月16日

各国公立大学長  
各公立大学法人の長  
公立大学を設置する各地方公共団体の長  
文部科学大臣所轄各学校法人理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
各国公立高等専門学校長

殿

文部科学省高等教育局高等教育企画課長  
義本博司

「インフルエンザ様疾患発生報告」について

平成21年10月13日付け事務連絡「新型インフルエンザに関する対応について(第15報)」において、学校の設置者は、学生等の出席停止及び学校の臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)を行った場合は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第18条及び学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第5条の規定に基づき、速やかに保健所に連絡するようお願いしているところです。

今回、厚生労働省より別紙のとおり「インフルエンザ様疾患発生報告」について内容を一部変更して継続する旨の連絡がありましたので、特に今回変更のあった下記の点に留意しつつ、引き続き適切に対応下さるようお願いいたします。

記

〔学校の保健衛生担当からの連絡〕

学校の保健衛生担当は、学校内のインフルエンザ様患者(38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状(鼻汁若しくは鼻閉、咽頭痛、咳のいずれか1つ以上)を呈する者)の発生から7日以内に、その者を含め10名以上のインフルエンザ様患者の集団発生が見られた場合に、保健所に連絡すること(夏季休業期間中の課外活動を含む)。

なお、「課外活動」とは、学校の保健衛生担当が、当該学校の教育活動として把握しているものをいい、具体的には、合宿、サマーキャンプ、部活動等が想定される。

【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111(代表)  
国立大学：国立大学法人支援課財務・経営センター係(内3758)  
公立大学：大学振興課公立大学係(内2487)  
私立大学：私学行政課法規係(内2532)  
高等専門学校：専門教育課高等専門学校係(内2077)

健感発0715第 2号  
平成 22年 7月15日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

「インフルエンザ様疾患発生報告」の継続等について

新型インフルエンザ(A/H1N1)対策については、多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域における感染拡大の探知のためのサーベイランスとして、「昭和48年9月20日付衛情第102号インフルエンザの防疫対策について」に基づき、インフルエンザ様疾患発生報告を継続して実施していただいているところです。

現在、インフルエンザは、散發的な発生にとどまっていますが、新型インフルエンザ(A/H1N1)は、引き続き再流行の可能性があり、国としても、その端緒を早期に把握することが必要と考えております。

このため、新型インフルエンザ(A/H1N1)の集団感染、とりわけ感染拡大の端緒となる可能性の高い学校等における集団発生等の状況について、学校における夏季休業期間も含め、引き続き把握していく必要があることから、別紙に基づき、報告内容を追加のうえ、継続して実施いたしますので、ご了知いただくとともに、関係機関への協力依頼をお願いします。

「インフルエンザ様疾患発生報告」の入力について

	保育所		幼稚園～高等学校		高等専門学校、大学	
報告内容	インフルエンザ様疾患発生報告」(NESID)	7日以内に10名以上の集団発生 (iNESID)	インフルエンザ様疾患発生報告」(NESID)	夏季休業期間中の課外活動 (iNESID)	7日以内に10名以上の集団発生 (iNESID)	夏季休業期間中の課外活動 (iNESID)
	NESID	iNESID	NESID	iNESID	iNESID	iNESID

(留意事項)



保育所及び学校の休校、学年閉鎖、学級閉鎖については、これまで通りに、NESIDに入力を行う。  
 新たに追加する、「保育所、高等専門学校及び大学の7日以内に10名以上の集団発生」、「学校の夏季休業期間中の課外活動」については、iNESIDに入力を行う。

- 例1) 8月に保育所から休業の連絡がなされた場合 ⇒ これまで通りにNESIDに入力
- 例2) 学校の夏休み期間中の授業日の休校等 ⇒ これまで通りにNESIDに入力

## 「インフルエンザ様疾患発生報告」の継続等について

### 第1 目的

学校におけるインフルエンザの流行状況を引き続き把握するため、インフルエンザ様症状の患者の発生による管内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の休校数等を把握する。

現在、インフルエンザの流行は小康状態にあるものの、今後、夏季休業期間における集団感染の発生や、秋以降の流行拡大も想定されるため、流行拡大の端緒を早期に探知し、またウイルス性状の変化を捕捉することを目的として、学校等における集団的な患者発生の把握を行う。

### 第2 実施の概要

#### 1 現行の報告内容

- (1) 保健所は、管内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校と連携し、インフルエンザ様症状(※)の患者による臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)の状況及び欠席者数を把握する。
- (2) 保健所は、入手した情報について、一週間分(日曜日から土曜日まで)を集計し、翌週火曜(休日の場合はその翌開庁日)までにNESIDに入力を行い、都道府県、保健所設置市又は特別区(以下「都道府県等」という。)の本庁に報告する。

#### 2 現行に追加する報告内容

- (1) 保健所は、保育所、高等専門学校及び大学において、インフルエンザ様症状の患者の発生後7日以内に、その者を含め10名以上のインフルエンザ様症状の患者の集団発生が見られた場合を把握する。
- (2) 保健所は、学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学、専修学校及び各種学校)の夏季休業期間中の課外活動において、インフルエンザ様症状の患者の発生後7日以内に、その者を含め10名以上のインフルエンザ様症状の患者の集団発生が見られた場合を把握する。
- (3) 保健所は、入手した情報について、一週間分(月曜日から日曜日まで)を集計し、翌週火曜(休日の場合はその翌開庁日)までにiNESIDに入力を行い、都道府県等の本庁に報告する。

### 3. ウイルス性状の変化の捕捉

保健所は、1及び2の情報を受けてインフルエンザウイルスの型・亜型の確認検査をおこないインフルエンザウイルスの型・亜型の情報を把握するように努めるとともに、集団発生時のインフルエンザ様症状の患者が、新型インフルエンザ(A/H1N1)の場合は、可能な限り複数の患者の検体(咽頭又は鼻腔拭い液、うがい液等)を採取し、地方衛生研究所において、抗原性、抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べ、病原性の変化の把握等に可能な限り努めることとする。

### 第3 実施時期

本通知のサーベイランスは、7月18日(日)から新型インフルエンザ(A/H1N1)の流行拡大を探知するまでの間、実施することとする。

なお、変更又は終了の際は、改めて連絡を行うこととする。

### 第4 その他

- 1 第2の3の検査を実施し、季節性あるいは新型に限らずインフルエンザ陽性であった場合、地方衛生検査所は、NESIDの「病原体検出情報システム」における病原体個票及び集団発生病原体票にデータを登録する。
- 2 「インフルエンザ様疾患発生報告」については、厚生労働省において、従来通りに公表を行い、第2の2(1)及び(2)についても、同様に公表を行うこととする。

※ 「インフルエンザ様症状」とは、38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状(鼻汁若しくは鼻閉、咽頭痛、咳のいずれか1つ以上)を呈した場合をいう。

## 「インフルエンザ様疾患発生報告」の継続等についてのQ & A

問1 今回のインフルエンザ様疾患発生報告の継続等の目的は何ですか。

次のことを目的として実施するものです。

- ① インフルエンザの流行拡大の端緒を早期に探知するために、特に学校等を対象とした集団発生の把握を行うこと
- ② インフルエンザ様疾患患者から得られた検体を用いて、ウイルス性状の変化の有無を捕捉すること

問2 夏季休業期間中の課外活動とは、どこまでの範囲になりますか。

学校の設置者又は校長が、当該学校の教育活動として把握している課外活動をいいます。具体的には、合宿、サマーキャンプ、部活動等が考えられます。

なお、いわゆる学校の夏休み期間中の授業日（登校日、臨海学校等）については、従来どおり「インフルエンザ様疾患発生報告」として、休校等があった場合に、学校の設置者が保健所に連絡することになります。

問3 第3におけるインフルエンザウイルスの型・亜型の確認検査というのは、PCR検査のことですか。

インフルエンザウイルスの型・亜型の確認検査については、現状では、地方衛生研究所において、リアルタイムPCR検査を用いて行われるのが一般的です。迅速検査は、通常、医療機関で臨床診断の補助として行われており、新型インフルエンザであるかの判断はできません。

問4 今回の「インフルエンザ様疾患発生報告の継続等について」は、いつまで実施されるのですか。

このサーベイランスは、新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行拡大の端緒を早期に探知することを目的としています。流行拡大に伴い、変更又は終了する場合は、改めて連絡を行います。

問5 保健所から厚生労働省への具体的な報告の方法を教えてください。

今回、新たに追加された報告内容の報告については、今後作成配布される「インフルエンザ様疾患発生報告について（iNESID 版）」を参照に、iNESID において報告をお願いします。